

かたり通信

題字 by Saijo

SINCE MAY 2012

福井から原発を止める
裁判の会 会報

◆発行：福井から原発を止める裁判の会◆

■代表：中嶋哲演 事務局長：嶋田千恵子

■「裁判の会」事務局連絡先→問い合わせは・・・

・南康人(090-1632-8217)又は

・小野寺恭子(090-6275-4451) 〒910-3606 福井県福井市田尻柄谷町 14-1 まで

■弁護士事務局連絡先：笠原一浩弁護士

〒914-0041 福井県敦賀市布田町 84-1-18

みどり法律事務所 (0770-21-0252)

♥カンパ等のゆうちょ銀行振込先

口座名：福井から原発を止める裁判の会

ゆうちょ払込票 00760-6-108539

普通預金 記号 13340 番号 06371031

◆ホームページ：http://adieunpp.com (本通信 PDF 版/その他情報をアップロード！)



能登半島地震と向き合わない裁判官！

今年3月に若狭の原発に関わる3件の仮処分決定が、3月15日と3月29日にそれぞれ出されました。15日には関電の美浜原発3号機の運転差止めを求めて提訴した仮処分の申立てで、2022年の大阪地裁決定では却下の決定が出されるも、住民側が大阪高裁に即時抗告していた事件、29日には福井地裁で関電の美浜原発3号機の運転差止めを求めて提訴された仮処分と当会代表である中嶋哲演さんらが提起した関電の高浜原発1～4号機の運転差止めを求めた事件です。

簡単に言えば、大阪高裁決定は、仮処分であることを理由に原発事故の危険性の立証のハードルを高くした上で、申立人による疎明がなされているとは言えないとして「避難計画の不備につき検討」することを放棄して申立てを棄却しました。福井地裁決定は、避難計画の実施は事業者の責務の範疇にはないことを確認した上で、深層防護の思想を意図的に曲解し、大阪高裁決定と同様に原発事故の危険性の立証のハードルを高くした上で、「十分な疎明」がなされておらず、避難計画の不備については「判断するまでもない。」として、これもまた申立てを棄却しました。いずれについても、令和6年能登半島地震について普通に検討したならば、避難計画の実効性を肯定するのは困難であると裁判官が考えたことから、避難計画についての審理を放棄したものと推測されます。詳細については、以下の報告をお読みください。

また、昨年12月発行の本誌51号で、福井県職員金品受領報告書事件の控訴審判決で、名古屋高裁金沢支部から原告勝訴判決が出たことは報告しましたが、その後、福井県は3月4日までにこれまで不開

今号の主な内容

- ▼大阪高裁判断 美浜3号 具体的危険性なし・・・2～6頁
- ▼美浜・高浜福井地裁決定 老朽原発差止請求棄却！・・・6～13頁
- ▼関電金品受領問題情報開示 市民オンブズマン福井が声明・・・13～14頁
- ▼福井・石川県&核燃サイクルの訴訟・・・14～17頁 *18～19頁は新聞記事

示としていた部分を開示しました。これに対して市民オンブズマン福井が声明を出しました。こちらもご一読ください。

■大阪高裁判断■

美浜3号 具体的危険性なし

運転から40年越えて稼働中の関西電力美浜3号機の差し止めを求めた仮処分 of 即時抗告審で、大阪高裁は、住民側の訴えを退けた大阪地裁決定を支持し、3月15日、差し止めを認めない決定を出した。以下は、決定を受けて開催された報告集会(堂島ビルディング1階会議室)で公表された弁護団声明全文、この決定の問題点、住民側弁護団のコメントの要約である。



*報告集会でコメントする井戸弁護団長

■弁護団声明

1 本日、大阪高裁第11民事部(長谷川浩二裁判長、原司裁判官、大河三奈子裁判官)は、住民らが、美浜原発3号機の運転差し止めを求めていた仮処分事件の即時抗告審において、住民らの即時抗告申立を棄却した(以下「本件決定という。」)。

2 本件決定の概要は次のとおりである。

(1)地震について

ア 本件決定は、震源極近傍地震動の問題につき、次のとおり判示した。

a 極近傍の距離について、新規基準は原子力規制委員会の個別判断にゆだねた。

b 熊本地震において震源極近傍でも現行のレシピによる地震動評価が可能であるとの研究結果が示されたことから、原子力規制委員会が本件発電所が震源極近傍に当たらないと判断したのは不合理でない。

c 野津意見書の内容は、これを否定する意見書が相手方からでていないから、直ちに採用できない。

イ 仮にaの判断が許されるとしても、個別判断におい

ては、学説の状況等多面的に考慮しなければならない。抗告人らが多くの論文が震源極近傍地震動を「数km」ととらえていることを立証したことを軽視し、熊本地震の評価だけを根拠に結論を出したのは偏頗と評せざるを得ない。また、野津意見書を、これと異なる意見書があることだけから否定するのは不合理である。

ウ 繰り返し地震につき、若狭地方で繰り返し地震がおこる現実的可能性を否定し、仮に起こっても、塑性ひずみを許容していることを認めながら、「容易に破断しないだけの強度が要求されている」と相手方の主張をうのみにした。

能登半島地震で、地震に対する知識がまことに不十分であることが実証されたのに、その事実から全く教訓を学んでいない決定である。

(2) 避難計画の不備欠落について

本件決定は、本件は美浜原発3号機を運転するという本来行使できる権利を直接制約することが認められるかどうかを判断する民事保全の手續であるから、抗告人らの申立が認められるためには、原発自体が安全性に欠け、放射性物質が本件発電所の外部に放出される事態が発生する具体的危険性があることの疎明を要するが、このことについて疎明があるとは言い難いから、避難計画の不備について検討するまでもない旨を判示した。

しかし、原発の運転は、それによって住民らの生命、身体、生活に多大なる影響を与えることから、本来禁止されているのであって、許可を受けて初めて運転が許されるのである。住民らの生命、身体、生活が害される危険がある場合にまで許可を受けた行為(原発の運転)が許されるものではない。そして何より、福島原発事故の教訓を全く踏まえず、原発は本来的に危険なものであるということを忘却したものであり、安全神話への逆戻りであると言わざるを得ない。

そして、原発の安全性は、現行の法規制上、第1から第5の防護階層によって確保されることとされている。第1から第5の防護階層がそれぞれ独立して有効に機能することが要求されており、また各防護階層の

一つでも不備欠落があれば、原発の安全性は確保されていないのである。これは、船舶が救命ボート等の救命設備を装備していない場合に航行を許可されないことと同じである。

したがって、第1から第4の防護階層に問題がなくとも、第5の防護階層(避難計画)に不備欠落があれば、原発の安全性は確保されておらず、住民らの人格権侵害の具体的危険は認められるのである。

本件決定は、令和6年能登半島地震によって改めて明らかになった避難計画の不備欠落、すなわち屋内退避もできず、避難もできないという重大な欠陥・欠落を見過ごしたのである。この誤りは、到底許されるものではない。

(3)本件原発の老朽化問題について

過酷な環境下で長期間運転されているにもかかわらず、新規規制基準が定める対策に不合理な点はなく、特別点検等においても運転に懸念を生じさせるような劣化等は認められないと確認されていると、相手方の主張をなぞるような内容である。

しかし、決定では、使用されている材料等設備の経年劣化が懸念されることは否定できないとも述べており、膨大な機器や配管で構成される原発の老朽化の懸念が払拭されたとは到底いえない。中性子の照射による原子炉の脆化や疲労、腐食等の劣化は検査等により検出できない場合もある。

また、主給水ポンプの耐震性がSクラスとはなっておらず、原子炉を冷やす補助給水システムに切り替えるには手動を含む複数の工程を踏む必要があり、原子炉を冷やすという過程に問題があるとの指摘に対しては、補助給水ポンプについては運転開始後60年時点で基準地震動に対する耐震安全性が確認されていること、従業員らが手動での作業を試みることになる可能性については、短期対策がされているということや様々な対策を講じており、その対策についての規制委員会の判断に不合理な点がないとしている。また、重大事故等の対策要員が確保され訓練等もされているとして、原告人らの主張を排斥した。

しかし、地震等の重大な災害時には、不測の事態の

発生は十分にあり得ることであり、事前にあらゆる事態が想定され、対策通りに手動での対応ができる保証はなく、老朽化の問題が考慮されているとも言い難いものである。

我々はこのような不当な決定に屈することなく、脱原発の闘いを続けていくことを表明する。

■本決定の重大な問題点

この声明で、弁護士からの本決定に対する考え方は概ね言い尽くされていると思われるが、特に編集子がこの決定において問題であると考えた点について弁護団のコメント等を参考にして整理してみたい。

まず、結論から言えばこの裁判体は、もともと原発を止めて、住民側を勝たせるような決定を出したくはなかったのだと思われる。昨年12月13日の第5回審尋をもって審理が終了した後に、今年1月1日に令和6年能登半島地震が起き、避難計画が機能しないことが誰の目にも明らかになる。声明でも触れているとおり、原発の安全性は、現行の法規制上、第1から第5の防護階層によって確保されることとされており、第1から第5の防護階層がそれぞれ独立して有効に機能することが要求される。その5つの階層の一つでも不備欠落があれば、原発の安全性は確保されていないということになる。避難計画の実効性を正面から審理の俎上に乗せたならば、能登半島地震に触れないわけにはいかず、能登半島地震について審理した上でもなお避難計画には実行性があるとは到底言い難い。故に避難計画についての審理を回避する必要がある。そこで本決定の結論に至るくだり(決定文22頁)では以下のような表現となっている。

そこで判断すると、本件は、人格権に基づく妨害排除請求権を被保全権利として、相手方が原子炉設置変更許可処分、運転期間延長許可処分等に基づいて本件発電所を運転するという本来行使できる権利を直接制約することが認められるかどうかを判断する民事保全の手続であるから(編注:要するに本裁判ではなく仮処分であるから)、原告人らの申立てが認め

られるためには、前記3(1)で説示したとおり、人格権に対する直接的な侵害行為、すなわち本件発電所自体が安全性に欠け、その運転に起因する放射線被ばくにより、周辺住民の生命、身体に直接的かつ重大な被害が生ずる具体的危険性があると一応認められることを要するというべきである。ところが、原審及び当審における原告人らの主張を踏まえて検討しても、上記判断のとおり、本件において、放射性物質が本件発電所の外部に放出される事態が発生する具体的危険があることについて疎明があるとは言い難いから、仮に重大事故が発生した場合における避難計画の不備につき検討するまでもなく、原告人らの主張は採用できない。設置許可基準規則が深層防護の考え方を踏まえて策定されたものであることは上記判断を左右するものではない。

この部分での論理展開が原発の安全性に関する深層防護の考え方を無視していることは、声明で指摘しているとおりであり、「設置許可基準規則が深層防護の考え方を踏まえて策定されたものであることは上記判断を左右するものではない。」のくだりは、本決定の判断が深層防護の思想を無視したものであることを認めていることに他ならない。

それと同等若しくはそれ以上に問題なのは、仮処分であるという理由から、住民側の主張立証のハードルを高く設定していることである。以下、井戸弁護士長の説明を要約すると「仮処分の要件というのは、被保全権利と保全の必要性なんです。被保全権利というのは、この申立人の人たちに原発を止める権利があるかどうかということです。そして本訴の判決を待たないで止めないと申立人の権利が侵害されるので、緊急に止めなければいけない、というのが保全の必要性です。裁判官の本音としては、本訴を提起して結論が出るまで5年から10年かかるかもしれないが、その5年から10年の間に事故が起こって申立人の権利が侵害されることはないだろうから、保全の必要性はないということを言いたいのではないか。だけど実際には地震はいつ起こるか分からない。明日、大地震

が起こるかもしれない。ですからそんなことは言えないわけです。そんなことを言えば、かえって世論からの反発を受けますから。だから裁判所は、仮処分というのは直ちに止まるという強力なものだから、それを認めるには高いハードルが必要となるとして、被保全権利の有無を審理する段階でそんな権利はないとしたのでしょ。う。ですが、権利があるかどうかについては、仮処分も本訴も同じなんです。だから本訴であれば、事故の危険性は横に置いておいて、避難計画の実効性を審理するけれども、仮処分では審理しなくてもよいということはありません。よってこの決定は、これは理論的には全くの間違いです。本来ならば保全の必要性がないと言うべきなのです。そのことは指摘しておきたいと思います。」ということになる。

このようにして、本決定は、令和6年能登半島地震によって避難計画の実効性に強い疑念が持たれる状況であるからこそ、その審理を回避するために仮処分であるからという本来ならば理由にならない理由を持ち出して、被保全権利の立証のハードルを高く設定し、保全の必要性の検討に踏み込まなくてもよいような結論を導いたものと思われる。

■報告集会での弁護団のコメント

以下は、報告集会での住民側の弁護士の皆さんからのコメントである。

● 能登半島地震があり、自然の力の前には人間の知力の限界があること、そして原発の脆弱性を目の当たりにした直後だったこともあり、そのことを踏まえた決定が出るのではないかと期待していたのが、残念な決定となった。

● 全般的な印象としては、こちらの主張のケチを付けられところを捉えて、ことごとくそれらを否定していくという感じの決定であった。

● 一番重要な問題だと考えていた震源極近傍地震動の問題では、何キロを震源極近傍と評価するかというのが一番大きな争点であったが、新規基準では原発のサイト毎の個別に判断に委ねたんだという判断を裁判所はした。たしかに新規基準には何キロ

とは書かれていないので、それはそれであり得る判断だと思うが、本件美浜原発で問題となっている断層を震源極近傍と判断しなかったことを裁判所は相当であるとした。その根拠は、熊本地震で短周期地震動が生じたとは評価されていないというその一点だけであり、多くの学者が論文で数キロは震源極近傍だと言っているのに、それらの論文は証拠として提出したにもかかわらず、それらは考慮されずに、たまたま熊本地震で特に問題がなかったということだけを根拠にして、美浜でも震源極近傍だと規制委員会が考えなかったことは合理的だという理屈の決定であった。

● 特に残念なのは、能登半島地震によって、地震と原発の複合災害のときには、避難計画が全く機能しないということ、被災した住民は被ばくを余儀なくされるということが十分分かったはずなのに、原発事故が起こるといふ具体的な危険が証明されていないと、避難計画に実効性があるかどうかということはそもそも争点にすらならず、それを判断する必要もないとして退けてしまった点。これは原発の安全性に関する基本的な考え方に反するが、起こり得るものは起こり得るといふことを前提に原発の安全性というものは、考えていかなければならない。東北地方・太平洋沖地震だってあのプレート境界地震が起こるのは100年～200年に1回なわけですよ。それを起こらないだろうと東京電力は高をくくっていたら起こってしまった。今度の能登半島地震は活断層が起こす地震なので、活断層が起こす地震というのは1000年～2000年に1回。4mの地盤の隆起だって、前回隆起したのは何千年も前の話だが、そんなものは起こらないだろうと思っていても起こる。原発の安全性を考える場合にはちょっとでも起こるものは、起こるものとして考えなければいけないと我々は思うが、可能性が小さいから無視してもいい、考慮しなくてもいいという考え方で貫かれているような決定のように思える。

● 避難計画について検討するまでもないという形で書かれていて、その理由として本件決定では、原発を運転するのは本来許可を受けて行使できる権利なの

だと言っている点は問題。原発の運転というのは、それ自体が住民の生命や健康に害を及ぼすものなので本来は禁止されているので、許可を得て運転するという制度になっている。だから住民やの生命や健康が害されるような危険があるような場合にまで、原発の運転が許されるものではないと思う。

● 原発の安全性については、第1から第5の防護階層があって、それぞれが独立して有効に機能しないといけないのに、能登半島地震では第5層に当たる避難計画が全く機能しないということが分かったと思う。これについては当初の申立てのときから避難や屋内退避はできないということは主張していたのだが、能登半島地震が起きたことを踏まえて、あらためて避難も屋内退避も不可能であることを主張も疎明もしているにもかかわらず、そこを検討するまでもなく申立てを棄却しているということで驚いている。

● 例えば船舶では救命ボート等の設備がない場合には運転が許可されないということと同じで、原発も住民の皆さんが被ばくするということが分かっている場合にそれを運転してよいという判断にはならず、今まさに人格権侵害の具体的な危険が認められるというタイミングだったにもかかわらず、避難計画については検討を要しないとして切り捨てているという点で、かなり大きな過ちを犯してしまっている決定である。これだけの地震が起きた際に、住民は避難も屋内退避もできずに、守ってもらえない状態に置かれることになり、到底納得できる決定ではなく、原子力災害対策特別措置法にも反する内容になっている不当な決定である。

● そもそも原発というものは寿命が40年で、それを過ぎたら危ないからやめるというのが原則です。それでも大丈夫ということが証明された場合には、動かしてもよいという法律の建て付けになっているのに、原発回帰の動きの中で、むしろ40年経過してもあと20年延命するのが原則だというようなことになってきているのがそもそもおかしい。それを無条件に認める行政追従型の決定だと思う。

● 避難計画については、多重防護の思想というのは、

1層から4層まで問題がなくても、5層で欠陥があれば原発というものは止めなければならないという考え方。この多重防護の思想というのは、重大な損害を及ぼす可能性のある設備については、安全のための共通の原則である前段否定、後段否定が適用される。それを今回の決定は真正面から否定した。しかも否定する理由については、過酷事故が起きるという危険性を住民側が証明しない限り、第5層の避難ができるかどうかという問題に入る必要はないとしたのです。地震なんか起きないんだから、避難する必要はないだろう。だから第5層の問題は本件では判断しないのだとしたのです。特にそのように判断することの理由として、「民事保全手続きである本件においては…」と言っている。ですから多重防護の思想を採用しないことの理由として、民事保全手続き…つまり仮処分だから多重防護の思想は必要ないと言っているが、これは全く論理的ではない。仮処分だから「事件」が起きないというようなことは全くないわけで、むしろ仮処分だからこそいつ起きるか分からない「事件」のために止めておきましょうというのが正しい結論であるべきなのでは。第5層が危なかったらそれだけを理由に原発というのは止められるというのが、東海第二原発の差止めを認めた水戸地裁の判決（2021年3月18日）なわけだが、今回の仮処分決定はそれを否定している。原発の持つ根本的な危険性から眼をそらした決定だといえる。

● 裁判における争点として避難の問題は非常に分かりやすい問題。高度な科学技術論争をしなくても結論が出せる問題なので、これからもこの争点で闘っていつか第5層の問題だけで勝てるのが当たり前だというふうにもって行きたいと思っている。声明にも書いたように絶対に沈まない船であっても、定員分の救命ボートが確保されていない船は港を出てはいけないという船舶法というのがある。それと同じ合理的な考え方が原発についてはなぜできないのか。絶対に事故が起きないとされている飛行機でも、救命のための脱出シュートがなければ、飛行機は飛び立ってはいけない。それと同じで避難ができるという

ことがはっきりしていなければ、原発を動かしてはいけないという当たり前の論理がこの社会で通じるようにこれからも闘い続けたい。

● 私の印象は、原発はとんでもなく危ないものだから、原発の安全性はしっかり確保しなくてはならないわけですが、老朽原発はさらに危ない。だから私たちは原発の安全性を考えると保守的に考えるべきだと主張しているが、今回の決定はいろんな屁理屈を付けてすべてそれとは反対側の解釈をしている。最初から運転差止めはしないということが前提となっている決定。私の地元の名古屋では美浜3号機、高浜1・2号機の本裁判を8年前からやっている。見通しとしては今年結審して、来年判決が出ると予想している。この4月・5月には老朽化に焦点を合わせた証人尋問が行われる。今回の決定から得られるものを我々の本裁判にも活かしていけたらと思っている。

● 事故が起こる前提で避難計画は立てなければならぬのであって、事故が起こる起らないの蓋然性の問題ではないはず。例えばどこの原発でもテロ対策は立てているわけですが、でも少なくとも今までにテロは起きたことがない。でもテロ対策は必要とされている。少なくとも福島事故が起きているわけだから、事故が起きるという前提で避難計画は立てられなければならない。そういう意味で、避難計画は検討するまでもないとしているこの決定は読んだだけで気の抜ける決定だと思う。

*18頁の新聞記事参照。

■美浜・高浜福井地裁決定■

老朽原発差止請求棄却！

関西電力の美浜3号機の運転差止めを求めて、福井地裁に提訴されていた仮処分申立てと高浜1～4号機の仮処分申立ては、3月29日、いずれも重大な事故が発生する具体的危険があるとは言えないとして、却下された。以下、主として美浜3号機に関わる仮処分決定について、福井市の県教育センターでの報告集会で公表された弁護団声明、この決定の問題点及び住民側弁護団のコメントを記す。



*福井地裁決定を受けての報告集会

■弁護団声明

(福井地裁による不当決定について)

1 本日、福井地裁民事部(加藤靖(やすし)裁判長、摸利純史(よしふみ)裁判官、瀧田慎太郎裁判官)は、住民らが、美浜原発3号機の運転差し止めを求めている仮処分事件において、住民らの申立を却下した(以下「本決定という。」)。

2 本決定は、次のとおり数々の問題を有している。

(1)ばらつき問題

経験式のばらつき問題について、本決定は、大阪地裁がこの問題を理由に大飯原発の設置変更許可処分を取り消した後に、原子力規制委員会がした弁解をそのまま採用し、新規基準の改訂を是認し、不確かさに対する考慮をしていれば、ばらつきの考慮をする必要がないと断じた。関西電力がした不確かさの考慮が、経験式のばらつきの範囲をカバーしているのかの検討もなされておらず、原告ら住民の生命、健康に責任をもつ裁判所の判断としては、極めて不十分である。

(2)震源極近傍問題

本決定は、震源極近傍地震動の特別考慮の要否のメルクマールが、「浅部断層において短周期地震動が生じるかどうか」であると問題を設定し、この点については専門家の間で議論が分かれていると評価しながら、そのことを理由に、「本件特別考慮規定が債権者らが主張するように、浅部断層から生成される短周期地震動が発生することを前提にしてその影響を考慮するように求めているということとはできない。」

と断じた。学界で短周期地震動が生じないと結論がでたのではないのである。議論が分かれているのである。そうであれば、原子力事業者としては、安全側にたって「短周期地震動が生じる」前提で対策を立てないと、住民の生命、健康を守ることはできない。原子力事業者の住民の安全に対する不誠実な姿勢をそのまま是認した不当な判断であるというべきである。

(3)地震について

本決定は、基準地震動の合理性の問題につき、債権者らの主張は地震動の数値を単純に比較するものであって、地域特性を踏まえていないとして、採用できないと判示した。

しかし、本決定は、債権者らの主張を全く理解していない。

債権者らは、まず客観的に計測等された多数の地震観測記録という数値が存在する以上、その中において基準地震動がどの程度の水準にあるのかを判断し、基準地震動が低水準であれば、そのような低水準の基準地震動が正当化されるかどうかについて地域特性等を考慮すべきだと主張しているのである。

本決定は、このような論理的な思考過程を踏むことなく、基準地震動が地震観測記録においてどのような水準にあるのかを具体的に検討することなく判断をしている点で全く不当である。

(4)基準地震動以下の地震動による事故の危険性

主給水ポンプは基準地震動に満たない地震動によって損壊又は故障する可能性があり、その場合たった一つの手順を失敗しただけでも緊急事態に陥る。

しかし、本決定は、炉心損傷対策がスムーズに実行されるという関西電力の主張を鵜呑みにし、債権者らの主張は抽象的な一般論を出ないと判示した。

本決定は、直近の能登地震の事例を目の当たりにしながら、具体的な緊急事態を想定することなく危険な老朽原発を許容してしまったのである。

(5)老朽化

劣化管理の困難性に関しては、原発内の膨大な機器や配管の老朽化に伴う劣化状況を全て把握することはおよそ困難であるにもかかわらず、代表となる機

器を選別し、グループ化した上で評価をするという債務者側の手法について、安易に合理的であると判断している。また、高放射線量であるために目視による点検ができない部位の超音波探傷試験等の方法については、専門家からは傷等の見落とし事例があり信頼性に問題があると指摘されているにもかかわらず、具体的な理由もなく、目視点検以外の方法で点検することが可能であると述べるのみで、債権者らの主張を退けている。本件が申し立てられた後にも、長期間経過した老朽原発においては、蒸気発生器の伝熱管に減肉やひびが発見されたり(高浜原発3号機、運転開始昭和60年1月)、令和5年1月に「施工の不良」と「経年劣化」(あるいは「設計の不良」+「経年劣化」という組み合わせの経年劣化事象が発生しているが(高浜原発4号機、運転開始昭和60年6月)、このような複数の要因を組み合わせた経年劣化事象は、現在の審査等においては想定されていない。それにもかかわらず、本決定は、債務者の行っている点検や原子力規制委員会の判断は合理的であるとの主張を覆すことはない、と判断した。

(6) 避難計画

本決定は、避難計画の問題について、深層防護の考え方は、事前の計画としてあえて各防護階層の効果が十分でなかった場合に備えて対策を多層にするというものであり、人格権侵害による被害が生ずる具体的危険が存在するか否かにおいて第1から第4までの各防護レベルを捨象して第5の防護レベルに不備があれば直ちに地域住民に放射線被害が及ぶ具体的危険があると認めることはできない旨を述べる。

しかし、深層防護の考え方は、事前の計画段階でのみ適用されるものではなく、まさに原発の安全性確保のために現行の法規制上求められているものである。すなわち、原発事故が起きないものとして安全神話に浸っていたために起きた福島第一原発事故の教訓を踏まえて、原発事故が起きるものとして、避難計画を含めた深層防護の徹底が求められているのである。

元日の能登半島地震によって、地震時を具体的に想

定していない現状の避難計画が、地震による原発事故時には機能しないことが改めて明らかになった。

機能しない避難計画しかなくとも、原発を稼働することを認める本決定は、救命ボート等の救命設備を備えていない船舶の航行を認めるようなものであり、住民らを見捨てるものと言わざるを得ない。

3 以上のとおり、本決定は、人格権の価値を高らかに掲げた樋口判決決定とは真逆の決定である。

しかし、本決定に屈することなく、我々は全原発を廃止するまで闘う所存である。特に老朽原発だけでも直ちに停止するためにさらなる闘いを進めていく。

■またもや避難計画の判断回避

先の大阪高裁決定では「避難計画の不備につき検討するまでもなく、原告人らの主張は採用できない。」として、避難計画の実行性についての判断を回避した。福井地裁の美浜 3 号機の仮処分決定では「債務者らが避難を要するような事態が発生する具体的危険について十分な疎明があるとはいえない。避難計画の不備についての債権者らの主張については判断するまでもない。」としており、高浜 1~4 号機の仮処分決定では「債権者らが避難を要するような事態が発生する具体的危険について十分な疎明があるとは言えないから、当該債権者らの主張は理由がない。避難計画の不備についての債権者らの主張については判断するまでもない。」としている。いずれも原発事故が起きる具体的危険性についての疎明が不十分なので、避難計画の実行性については検討するまでもないとしている。大阪高裁決定に続いて、福井地裁の 2 件の仮処分決定でも、裁判官は他の争点については少なくとも形式上は「検討」したことになっているが、こと避難計画については「検討」すら不要と判断した。以下は、美浜 3 号機の仮処分の「決定」の文章中の避難計画に関わる部分を引用する。裁判官の意図が要旨よりは分かりやすいと考え、やや長文の引用になるが、深層防護の考え方を確認する上でも参考になるので、ぜひご一読いただきたい。特に注目していただきたい部分にはアンダーラインを引いてある。

8 避難計画等(争点5)

(1) 避難計画の不備による人格権侵害の具体的危険性(争点5-1)

ア 認定事実

以下の事実は、当事者間に争いが無いが、後掲疎明資料及び審尋の全趣旨により一応認められる。

(ア) 国際原子力機関における深層防護の考え方

国際原子力機関(IAEA)は、IAEA 憲章第Ⅲ条の規定により、健康を守るため及び生命や財産に対する危険を最小限に抑えるために安全基準を策定又は採択する権限並びに(IAEA 自らの活動に対して)基準に適合する措置をとる権限が与えられている(乙125の2[表紙裏])。

深層防護とは、一般に、安全に対する脅威から人を守ることを目的として、ある目標を持った幾つかの障壁(防護レベル)を用意して、各々の障壁が独立して有効に機能することを求めるという考え方であり、IAEA の最上位の安全基準である「基本安全原則」(SF-1)においては、原子力発電所において事故を防止し、かつ、発生時の事故の影響を緩和する主要な手段として位置づけられている。

深層防護は、複数の連続かつ独立したレベルの防護の組合せによって主に実現されるとし、ひとつの防護レベル又は障壁が万一機能しなくても、次の防護レベル又は障壁が機能するとされている。そして、各防護レベルが独立して有効に機能することが、深層防護の不可欠な要素であるとされている(基本安全原則3.31)。

IAEA の安全基準の一つである「原子力発電所の安全:設計」(SSR-2/1(Rev.1))では、深層防護の考え方を設計に適用し、以下のとおり5つの防護レベルとして具体化されている。(乙28、乙157)

a 第1の防護レベルは、通常運転状態からの逸脱と安全上重要な機器等の故障を防止することを目的として、品質管理及び適切で実証された工学的手法に従って、発電所が健全でかつ保守的に立地、設計、建設、保守及び運転されることを要求するものである。

(乙29[本文64頁]、乙125の1,2)

b 第2の防護レベルは、発電所で運転期間中に予期される事象(設置許可基準規則では「運転時の異常な過渡変化」)が事故状態に拡大することを防止するために、通常運転状態からの逸脱を検知し、管理することを目的として、設計で特定の系統と仕組みを備えること、それらの有効性を安全解析により確認すること、さらに運転期間中に予期される事象を発生させる起因事象を防止するか、さもなければその影響を最小に留め、発電所を安全な状態に戻す運転手順の確立を要求するものである。

c 第3の防護レベルは、運転期間中に予期される事象又は想定起因事象が拡大して前段のレベルで制御できず、また、設計基準事故に進展した場合において、固有の安全性及び工学的な安全の仕組み又はその一方並びに手順により、事故を超える状態に拡大することを防止するとともに発電所を安全な状態に戻すことができることを要求するものである。

d 第4の防護レベルは、第3の防護レベルでの対策が失敗した場合を想定し、事故の拡大を防止し、重大事故の影響を緩和することを要求するものである。重大事故等に対する安全上の目的は、時間的にも適用範囲においても限られた防護措置のみで対処可能とするとともに、敷地外の汚染を回避又は最小化することである。また、早期の放射性物質の放出又は大量の放射性物質の放出を引き起こす事故シーケンスの発生の可能性を十分に低くすることによって実質的に排除できることを要求するものである。

e 第5の防護レベルは、重大事故に起因して発生しうる放射性物質の放出による影響を緩和することを目的として、十分な装備を備えた緊急時対応施設の整備と、所内と所外の緊急事態の対応に関する緊急時計画と緊急時手順の整備が必要であるというものである。

(イ) IAEA の「原子力発電所の安全:設計」等における避難計画の位置づけ

避難計画の策定は、IAEA の安全基準の一つである「原子力発電所の安全:設計」(SSR-2/1(Rev.1))

では、第5の防護レベルにおける「所内と所外の緊急事態の対応に関する緊急時計画と緊急時手順の整備」に含まれるが、上記 IAEA の基準は深層防護の概念を原子力発電所の設計に適用すべきとされているにとどまり、必ずしもその第1から第5の防護レベルに係る全ての対応を設計許可基準規則等の原子力事業者に対する規制に規定することが求められているわけではない。

また、IAEA の安全基準「原子力又は放射線の緊急事態に対する準備と対応」(GSR Part 7)においても、政府は、規定を設け、原子力又は放射線源による緊急事態に対する準備と対応に関する役割と責任を明示し、割り当てることを確実なものとしなければならないとされており、避難計画に関する事項を含む緊急事態に対する準備と対応について原子力事業者に対する規制として規定することは求められていない。(乙29(67頁))

(ウ) 原子力規制委員会の新規制基準における深層防護の考え方

原子力規制委員会は、深層防護の考え方を踏まえて新規制基準を策定しており、設置許可基準規則第2章「設計基準対象施設」の規定は第1から第3までの防護レベルに相当する事項を、同規則第3章「重大事故等対処施設」の規定は主に第4の防護レベルに相当する事項をそれぞれ規定している。もっとも、新規制基準においては、所内及び所外の緊急事態の対応に関する緊急時計画等の整備(深層防護のうち第5の防護レベル)等は要求事項とされていない。

第5の防護レベルに関する事項については、我が国の法制度上、「災害」の一形態としての「原子力災害」に対し、国、地方公共団体、原子力事業者等がそれぞれの責務を果たすこととされており、災害対策基本法(以下「災対法」という。)及び原災法によって措置されている。(乙29[66、68~69頁])

(エ) 原子力災害に係る避難計画に関する関連法令

国や地方公共団体の避難計画を含む原子力災害対策について、災対法に基づく防災基本計画(原子力災害対策編)(災対法2条8号、34条1項)、及び原災

法に基づく原災指針(原災法6条の2第1項)が定められる。

まず、原子力事業者は、原子力災害の発生防止に関し万全の措置を講ずるとともに、原子力災害の拡大の防止及び復旧に関し、誠意をもって必要な措置を講ずる責務を有するとされ(原災法3条)、原災指針に基づき、原子力事業所毎に、原子力災害予防対策(原災法2条6号)、緊急事態応急対策(原災法2条5号)及び原子力災害事後対策(原災法2条7号)に関し、原子力事業者防災業務計画(原災法7条1項)を作成し、原子力防災組織の整備、原子力防災資機材の確保等を行うこととされている。

また、国は、国民の生命、身体及び財産を原子力災害から保護するため、防災に関し万全の措置を講ずる責務を有するとされ、原子力災害対策本部の設置、地方公共団体への必要な指示その他緊急事態応急対策の実施のために必要な措置並びに原子力災害予防対策及び原子力災害事後対策の実施のために必要な措置を講ずることとされている(原災法4条1項、災対法3条1項)。

そして、地方公共団体は、住民の生命、身体及び財産を原子力災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、地域防災計画(原子力災害対策編)を作成するなどの責務を有するとされ(原災法5条、災対法4条1項及び5条1項)、防災基本計画(原子力災害対策編)及び原災指針に基づき地域防災計画(原子力災害対策編)を作成し、応急対策を実施するための体制構築、緊急時における情報連絡体制の整備等を行うこととされている。

イ 以上をを前提に判断する。

(ア) 上記認定事実(ア)及び(イ)によれば、原子力発電所の安全設計においては、ある目標を持った幾つかの障壁(防護レベル)を用意して、各々の障壁が独立して有効に機能することを求める深層防護の考え方に基づき、5つの防護階層として具体的に設定されているところ、その最後の層である第5の防護レベルが、放射性物質が原子力施設外に放出されることを前提とした避難計画である。

この点について、上記認定事項(ウ)のとおり、原子力規制委員会は、深層防護の考え方を踏まえて新規規制基準を策定していることからしても、設置許可基準規則が策定したある防護レベルの安全対策を講ずるに当たっては、その前に存在する防護レベルの対策を前提とせず、また、その後存在する防護レベルの対策にも期待しないことが求められるものといえる。

しかしながら、深層防護の考え方は、事前の計画としては、各防護レベルの十分な対策を前提にして、あえてその効果が十分でなかった場合に備えて対策を多層にするというものであり(乙 158[本文 4P]参照)、人格権侵害による被害が生ずる具体的危険が存在するか否かにおいて、第 1 から第 4 までの各防護レベルの存在を捨象して無条件に放射性物質の異常放出が生ずるとの前提を置くことは相当ではなく、放射性物質の異常放出が生ずるとの疎明を欠くにもかかわらず、第 5 の防護レベル(避難計画)に不備があれば直ちに地域住民に放射線被害が及び具体的危険があると認めることはできない。

(イ) したがって、避難計画の不備を理由に人格権侵害の具体的危険を疎明する場合においては、その前提として、債権者らが避難を要するような事態(放射性物質が外部に放出される事態)が発生する具体的危険を具体的に疎明する必要があるものと解される。

そうすると、本件については、前記 4 から 7 までにおいて検討したとおり、債権者らが避難を要するような事態が発生する具体的危険について十分な疎明があるとはいえないから、当該債権者らの主張は理由がない。

(2) 避難計画の不備の有無(争点 5-2)

前記(1)イ(イ)のとおりであるから、争点 5-2 については判断するまでもない。

ここで裁判所が、避難計画の実行性を検討の埒外に置いた理屈付けは、編集子なりに整理すれば、次のようになると思われる。

① 深層防護の思想では、最後の層である第 5 の防護レベルが、放射性物質が原子力施設外に放出される

ことを前提とした避難計画である。

② 各防護レベルの安全対策を講ずるに際して、前の防護レベルの対策を前提とせず、また、その後の防護レベルの対策にも期待しないことが求められるといえる。

③ しかしながら、深層防護の考え方は、各防護レベルの十分な対策を前提とし、あえてその効果が不十分な場合に備えて対策を多層にするというものである。

④ よって、人格権侵害による被害が生じる具体的危険の存在の有無について、第 1 から第 4 の防護レベルの存在を捨象して無条件に放射性物質の異常放出が生ずるとの前提を置くことは相当ではない。

⑤ 放射性物質の異常放出の可能性が立証されていなければ、第 5 の防護レベル(避難計画)に不備があったとしても直ちに地域住民に放射線被害が及び具体的危険があるとは認められない。

⑥ これまで検討してきたところでは、放射性物質が外部に放出される事態が発生する具体的危険が立証されてはいない。

⑦ よって、債権者らの主張には理由がなく、避難計画については検討する必要もない。

①及び②では深層防護の考え方を認めておきながら、④から⑤への論理の展開は、①及び②の考え方に反するように思える極めて強引な論理の展開である。避難計画の実効性に至るまでの争点(低水準な基準地震動、ばらつき条項、震源極近傍の地震動評価、劣化管理の困難性など)については、一応検討を行ったことにしてすべて電力会社側・国側の主張を採用しているものの、避難計画の実効性については令和 6 年能登半島地震の現状を前にしては、ひとたび検討に入ったならば、避難計画に実効性があるとは言えない…つまり債権者側を勝たせざるを得なくなることから、避難計画だけは何としても検討の埒外に置かざるを得なかった決定というふうに見える。

■報告集会での弁護団のコメント

以下は、報告集会での住民側の弁護士の皆さんからのコメントである。

● 感想として、仮処分で止めるというのは裁判官にとってハードルが高いのだなあということ。本訴で差止めの判決をしても原発は直ちに止まらない。住民側が一審で勝訴しても、電力会社側は当然のように控訴する。判決は確定しないので原発を止まらない。ところが仮処分は決定を出したその瞬間に直ちに事業者は原発を止めなければいけない。そういう意味で電力会社にとっては打撃が大きい、つまりそれだけ社会的影響が大きいことから、裁判官としてはより慎重になる。

● ただし、老朽原発だけは止めるのではないかと、又老朽原発だけは一刻も早く止めなければいけないと思っていた。今、名古屋で老朽原発の行政訴訟が続いているが、仮に一審の名古屋地裁で勝訴しても国側は控訴してくるから、確定までにはまだまだ時間がかかる。それまで老朽原発の運転を野放しにすることはできない。だから仮処分で止めようというふうに申立人の皆さんが思われて、我々もそれに呼応して弁護士団を形成した。裁判官も老朽原発を止めるということは、本訴よりも心理的ハードルは高いとはいえ、できるだろうと期待していた。

● 美浜3号機、高浜1・2号機を止めたところで、電力供給には何の支障もないので、関西電力の利益が減少するだけ。関西電力は昨年度、史上最高益である。年間の純利益が5千億近い。7基の原発すべてを動かしているのだから、関西電力としては最高の状況にある。原発を止めれば利益は下がるだろうが、それだけのことであって、それ以上に社会的悪影響があるわけではない。だから老朽原発を止めることによって、地元やその周辺の人たちが今よりは安心して住めるようになる。そのことの利益の方が、関西電力の利益が増えることよりもはるかに大きい。だから止めることができるだろうと思っていたが、結果として裁判官の意識の中ではハードルが高かったのだなあという気がする。

● 決定の中身については、申立てを却下しようと思うならば、いくらでも言いようはあるものだなということ。関西電力の主張をそのまま取り入れたり、原子

力規制委員会の言い分をそのまま引き写したりで、私たちの主張と真正面から向き合って、私たち住民側の主張立証が足りなかったと、そう言われたらしかたがないと思わせるようなところはまず見当たらない。強引な理屈を連ねて私たちの主張を退けたという内容だと思う。

● ひとことでいうと、聞く耳もたない決定！結論ありきの決定。

● 震源極近傍の短周期地震動について議論があるということで意見書を出しているわけですが、議論があるから関電の言い分を採用するとしている。これはもはや論理的な思考ではない。地裁レベルの裁判官は自らの保身ということを考えてしまって、とてもじゃないが原発を止めるような決定は出せないというような風潮がはびこってしまっているように思われる。そこを何とかしなくちゃいけない。同性婚を容認するとか生活保護の切り捨て訴訟などは国がおかしいという判決が出るけれども、この原発については、沖縄の基地の問題も含めてハードルが高い。論理的に詰めて行っても通用しない。最高裁からの圧力を何とかしたい。憤っている。

● 全体的な印象としては、このような判断をされてしまうと、また福島原発事故が起きてしまうのじゃないかと思ってしまう。特に決定の避難計画の部分のみとみると行政よりも考え方がひどいのではないかと感じる。私がこの裁判で担当したのは老朽化の部分で、特にこの裁判では劣化管理が難しいということに焦点を当てた。原発というのは膨大な長さの配管、大量の機器がある。老朽化は等しく進行する。前回の大阪高裁では老朽化について認める部分はあったが、今回の決定ではそういう言及すらなかった。昨年、この申立てをした後に、30数年経過した高浜原発3号機でもたくさんのトラブルが発生している。この老朽化の問題は分からないことが多い。そうすると電力会社の主張通りに、事業者の判断は合理的なんだとなってしまう。

● 元日に起きた能登半島地震を踏まえて避難計画が機能しないという書面も出した。でもその点は全く

判断されなかった。仮に不備があったとしても、それが直ちに差止めの理由にはならないとしている。これでは救命ボートがない船でも航行してもよいですよと言っているようなもの。福井地裁の裁判官は地元に住んでおられるので、そういったところは十分理解できると思っていたが残念。

● 原発というのは、大事故があれば放射性物質を放出して国の存立を危うくしかねない特質があるのにそれらはすべて捨象して、一般的な施設と同じと考えているとしか思えない。

● 簡単に言えば、この原発敷地には強い地震が来ると原発は事故を起こしてしまうので、我々を助けてくださいと申立人は裁判所に頼んでいる。一方で関西電力は、この敷地には強い地震は来ないので安心してくださいと言っている。そんな強い地震ってどの程度か。993 ガルとか 700 ガル…。いくらでも起きている地震である。本件の美浜原発の場合、関電はマグニチュード 8 の地震が来ても、20～30 キロしか離れていないのに 279 ガルしか来ないと言っている。K ネットで検索すれば、この約 20 年間で 300 ガルを超える地震は 250 回くらい起きている。1000 ケ所以上の観測地点で 300 ガル以上の地震が観測されている。マグニチュード 8 というのは、この前の能登半島地震のマグニチュード 7.6 の 4 倍の地震である。それで 279 ガル以上の揺れは来ないと言っている。それは絶対おかしいとは言わないけれど、279 ガル以上の地震が来ないというならば、それは事業者側で地盤特性等からそのことを立証しなければいけないのは当たり前ではないか。そもそも敷地毎に何ガル以上の地震は来ませんと言えるほど地震学は進歩しているのか。普通の人々が普通に思う疑問について、この決定は何ら答えていない。裁判のあり方として、何か根本的に勘違いしているのではないかと思う。普通の人々が普通に考えて素直に結論を出せばいいだけだと思うのだが、それができていない。

● 能登の地震が起きたとき、私は東京に住んでいて、若干は揺れたが、そのときはそんなに酷い地震だとは気づかなかった。しばらくして能登が大変なことに

なっているということを知った。能登には志賀原発もあり、福井にも多くの原発があるので、事故が起きたら、うちには小さな子もいるので、東京にいても、子どもを逃がさなきゃとかいうことまで考えた。福井はすぐ近くなので、私が福井に住んでいたら、志賀原発も福井の嶺南地域の原発もあるので本当にこわいと感じると思う。地震でどうなるか分からない。津波が来るかもしれない。放射性物質はどれくらい放出されたのか。風向きはどうなのか、どっちへ逃げるべきなのか等々。いろんなことを考えると思う。そういった感覚がこの決定には全く欠けているという印象だ。

● 能登の地震では地盤が数メートル隆起し、こんなことは初めてのこと。関電は地盤などの地域特性を考慮していると言っているが、そもそもそのようなものは分かってない。もうひとつ思うことは、この決定を書かれた裁判官が福島の実情を見たことがあるのかなあということ。いままでの放射線量が高いところがあって、そういう事故の実情とかをリアルに考えればこんな決定は書けない。この決定を出した後で、事故が起き、住民に大きな被害が生じたり、人生が大きく変わったりということがあり得るわけで、そうであるのにどうしてこんな緊張感のない決定が書けるのかと思う。

*19 頁及び 20 頁の新聞記事参照。

■ 関電金品受領問題情報開示 ■

市民オンブズマン福井が声明

本誌 51 号(2023 年 12 月 25 日)で、福井県職員金品受領報告書事件の控訴審判決で、名古屋高裁金沢支部から原告勝訴判決が出たことは報告したが、その後、福井県は今年に入って 3 月 4 日までにこれまでの不開示部分を開示した。これに対する市民オンブズマン福井の 3 月 4 日付声明を以下に紹介する。

高浜町元助役関係調査委員会報告書の根拠および基礎資料のうち、調査対象者の回答内容が公開されたことについて

市民オンブズマン福井

福井県は、2024(令和6)年2月29日、「公文書一部公開決定通知書(人第419-4号)により、「高浜町元助役関係調査委員会報告書(令和元年11月21日発表)の根拠および基礎資料(調査様式、調査票)のうち、調査対象者の回答内容」を公開した。

公文書不開示処分取消等請求控訴事件(名古屋高等裁判所金沢支部令和4年(行コ)第14号同5年11月15日判決)の確定に伴うものである。

県は、上記公開に先立ち、大学教授など計4名の有識者から判決の趣旨等について意見聴取を行った。有識者は、「判決の趣旨に従えば、調査票の回答内容の公開にあたっては基本的に職務遂行情報であり、原則公開と考えるべきであり、職務遂行情報にあたらぬと明確に説明できる部分のみ非公開となる」「金品授受に関する情報は、職務遂行情報として基本公開となる。既に調査報告書で公表されているような内容は非公開とすべきではない」などの意見を述べた。

この結果を基に、県は、「回答内容は原則すべて公開します」との考え方を示し(「高浜町元助役関係調査委員会報告書(R元.11.21発表)調査票の回答内容に関する公開の考え方)、訴訟の対象外だった氏名と現職名及び22人の調査票の一部非開示を除き、全て公開した(資料325枚)。

今回の県の決定は、判決及び福井県情報公開条例の趣旨を正しく理解するものであり、国会としても是としたい。

しかし、翻ってみるに、「高浜町元助役との関係にかかる調査報告書」は、県の顧問弁護士3名と県職員の調査に拠るものであった。調査が適切になされたか否かを検証し、県民の知る権利を実現するためにも、調査対象者の回答内容は公開される必要があった。したがって、そもそも国会が行った公文書公開請求(2019年11月25日)は認められるべきであった。しかし、県は、福井県公文書公開審査会の諮問を受けて、国会の審査請求を棄却した。そのため、提訴せざるを得なかったのである。

そして、上記判決の原審・福井地方裁判所(令和3

年(行ウ)第6号)は、すでに令和4年9月21日、「調査対象者の回答内容を公開しないとした部分を取り消す」と判示した。しかるに、県はこれを不服としてさらに争った。こうして、県民は、調査報告書を検証する機会を足かけ5年も失った。

県及び福井県公文書公開審査会には猛省を促したい。

福井県情報公開条例第3条は、「実施機関は、この条例に基づく公文書の公開を請求する権利がじゅうぶん保障されるように、この条例を解釈し、および運用しなければならない」と定める。

福井県には、従前の姿勢を改め、今後は、公文書は公開が原則であるとの基本に立った運用を強く求めるものである。

福井・石川県&核燃サイクルの訴訟

(係争中の訴訟:2024年4月15日現在)

*状況により情報が変更される可能性があります。

■ 大飯原発3、4号機

◇ 係属裁判所:大阪地裁➡大阪高裁

◇ 裁判の種類:行政訴訟

◇ 被告:国、2017年12月より関西電力が加わる。

◇ 提訴日:2012年6月12日、2020年12月4日一審勝訴!現在控訴審が進行中。

◇ 主な争点:基準地震動に関連して審査ガイドの「ばらつきの考慮」が焦点となっている。

◇ 経過:国は2020年12月17日に控訴。翌2021年6月8日の控訴審第1回口頭弁論後の進行協議及びその後の10月8日の進行協議期日において、裁判所が考えている争点は、①基準地震動策定についての規制委の判断の合理性、②敷地内活断層(破碎帯)、③放射性物質拡散の抑制、の3テーマであることが示唆された。2月22日の控訴審第5回口頭弁論期日では、前回から裁判長を含む2人の裁判官の交代があり、これまでの主張の説明の場となった。国と原告からそれぞれ40分のプレゼンが行われた。「ばらつきの考慮」問題について、国は、断層面積など各種パラメータの「不確かさ」を考慮すれば、地震規

模の上乗せは不要であると主張し、さらに、ばらつきを考慮すると震源モデルが破綻すると主張した。これに対して、原告側の武村弁護士は、「ばらつき」(かい離)とは何かを詳しく説明し、入倉・三宅式で求められる地震モーメントは、基になったデータの平均値であり、基データで、同じ断層面積から入倉・三宅式で求められるものも多数あるため、そのようなケースも当然想定されるべきと主張し、ばらつきの原因を「不確かさ」に求める国の主張は誤りであると批判。さらに、震源モデルが破綻するとの国の主張に対して、入倉・三宅式の基データには同式が示す平均値よりも大きな地震モーメントとなっているものがあることを示し、実際に生じたこれらの地震データに対しても震源モデルが破綻するというのならば、震源モデルを設定する手法自体の限界、運用の誤りだと一蹴した。

次回第6回期日は5月31日で、敷地内破砕帯評価と重大事故対策について双方がプレゼン予定。

■ 大飯原発3、4号機

- ◇ 係属裁判所:京都地裁
- ◇ 裁判の種類:民事訴訟
- ◇ 被告:関西電力
- ◇ 提訴日:2012年11月29日
- ◇ 主な争点:事故時の避難の困難性、活断層を含む地盤特性の問題点、基準地震動、火山灰、津波、核燃料溶融対策など。
- ◇ 経過:2023年12月20日の第39回口頭弁論では、美山診療所の元事務長、原龍治さんの陳述があり、原発事故が起こった際の避難の困難性を訴えた。弁護団からは準備書面で、道路の通行止めなど交通の問題過去の災害事例を徹底的に調べて、避難の困難性を主張した。被告の関電、国からの準備書面などはなかった。閉廷後に進行協議があり、来年には証人調べに入ることが決まった。2024年3月8日の第40回口頭弁論では、京都民医連あすかい病院の院長(内科医)、中川裕美子先生が、原発事故避難について、コロナ感染状況との関係で医療現場に特有の問題点などについて陳述。原発事故が起こった際の

避難の困難性についても陳述した。弁護団からは準備書面で、2024年元日の能登半島地震について、これまでの原告の主張が裏付けられたと主張。被告の国からは、深層防護についての準備書面が提出された。

閉廷後に進行協議があり、第41回口頭弁論は6月4日の予定。

■ 大飯原発3、4号機、高浜原発1~4号機、美浜原発3号機

- ◇ 係属裁判所:大津地裁
- ◇ 裁判の種類:民事訴訟
- ◇ 被告:関西電力
- ◇ 提訴日:2013年12月24日
- ◇ 主な争点:福島第一原発事故の原因論、判断枠組み論、新規制基準の合理性、基準地震動の過小評価問題等々多岐にわたる。
- ◇ 経過:争点は地震、火山、そして避難計画の3つに絞られ、審理は終盤を迎え、証人尋問が開始されている。2024年3月21日の第40回口頭弁論期日では、前回に引き続き元京都大防災研究所助教授の赤松純平さんの証人尋問が行われた。赤松さんが前回、原発の地盤モデルについて設定されている基準地震動(耐震設計の目安となる揺れ)は過小評価になっていると証言した内容などに対して関電側からの反対尋問が行われた。この日の弁論で証拠調べは終了し、6月20日の第41回口頭弁論期日で主張のやりとりを終えて、早ければ12月にも結審する見通し。

■ 高浜原発1、2号機、美浜原発3号機

- ◇ 係属裁判所:名古屋地裁
- ◇ 裁判の種類:行政訴訟
- ◇ 被告:国
- ◇ 提訴日:2016年4月14日
- ◇ 主な争点:新規制基準適合性審査の過誤・欠落に加え、40年超運転延長認可に係る審査基準の不合理性、審査の是非、とりわけ原子炉圧力容器の中性子照射脆化などが争点。

◇ 経過:高浜 1、2号機と美浜 3号機について、別件として審理が進められている。2024年3月5日の口頭弁論期日(高浜 1.2号第 30回+美浜 3号第 28回)では、午前の高浜1,2号機の裁判では、原告からは中根祐介弁護士が、「能登半島地震を踏まえて」、小島寛司弁護士が「中性子照射脆化について新たな知見」、谷次郎弁護士が「電気ケーブルの老朽化について国への反論」、国からは「中性子照射脆化の審査基準について」というテーマでそれぞれ陳述があった。午後美浜 3号機の裁判では、原告からは中野宏典弁護士が「火山の影響について 2人の専門家の証言」、北村栄弁護士からは「新聞記事のまとめ」の陳述があった。

老朽原発の極めて重要な争点である中性子照射脆化についての証人尋問の日程は以下のとおりである。

◆2024年4月26日(破壊靱性遷移曲線について)

原告:井野博満証人 被告:鈴木雅秀証人

◆2024年5月10日(PTS状態遷移曲線とPTS評価について)

原告:高島武雄証人 被告:中村秀夫証人

■ 美浜原発 3号機

◇ 係属裁判所:福井地裁→名古屋高裁金沢支部

◇ 裁判の種類:仮処分

◇ 被告:関西電力

◇ 提訴日:2023年1月13日

◇ 主な争点:基準地震動、サイト近傍の活断層、避難の困難性の3点。

◇ 経過:運転開始から40年を超えて国内で唯一稼働している美浜 3号機について、争点を絞って立地地元から早期の差止めの決定を求める訴訟。2023年12月12日の第5回審尋で結審し、本誌で報告したように2024年3月29日に福井地裁から却下決定が出され、4月11日に申立人は即時抗告している。なお、同日に同じく却下決定が出された高浜 1~4号機の仮処分申立てについても申立人は同日に即時抗告している。いずれも即時抗告審の第1回の審尋は未定。

■ 志賀原発 1及び2号機

◇ 係属裁判所:金沢地裁

◇ 裁判の種類:民事訴訟

◇ 被告:北陸電力

◇ 提訴日:2012年6月26日

◇ 主な争点:2016年4月27日、原子力規制委員会は有識者会合が1号機原子炉建屋直下の断層について「活断層と解釈するのが合理的」とした報告を受理。この結果がくつがえらなければ1号機は再稼働できず、2号機も大幅な耐震工事が必要。ところが2023年3月3日、原子力規制委員会は、審査会合において「活断層ではない」とする北陸電力の主張を妥当だと判断した。

◇ 経過:2023年12月18日の第41回口頭弁論は、前回の第40回から約半年ぶりに金沢地裁で行われた。社民党石川県連副代表で内灘町議の清水文雄さんが、意見陳述を行った。清水さんは毎年石川県原子力防災訓練の監視活動を続けてきており、2023年の訓練も「事故の影響を過小評価し、最悪の事態・不都合な事態を避けるシナリオが繰り返された」と批判。「このような訓練では、住民の命と生活を守る事はできない。最高の防護対策は志賀原発運転を中止して廃炉にすることだ」と指摘。被告代理人は、2023年3月3日、原子力規制委員会の審査会合において「志賀原発の敷地内断層はいずれも将来活動する可能性のある断層には該当しない」と判断されたことについて、その判断に至った審議過程を含めてこれまでの主張を補充する総括的な準備書面(34)とそれに関わる証拠説明書を提出。報告集会で原告北野団長は、北陸電力が規制委から、福浦断層と兜岩沖断層がいずれも志賀原発から5km以内であって連動する可能性を検討するよう求められていることを指摘し、敷地内断層は本当に大丈夫なのか、私たちの素朴な疑問を大切にすべきだと訴えた。次回第42回口頭弁論期日は5月13日の予定。

■ 志賀原発 1及び2号機

◇ 係属裁判所:富山地裁

◇ 裁判の種類:民事訴訟
◇ 被告:北陸電力の代表取締役 5名
◇ 提訴日:2019年6月18日
◇ 主な争点:本件原発の再稼働・再稼働を前提とした行為を行うことは、善管注意義務及び忠実義務違反であり、会社法第360条の株主差止請求権に基づき、再稼働・再稼働を前提とした行為の差止を請求する。*会社法360条1項➡6箇月(これを下回る期間を定款で定めた場合にあっては、その期間)前から引き続き株式を有する株主は、取締役が株式会社の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によって当該株式会社に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該取締役に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

◇ 経過:第17回口頭弁論は3月4日に行われた。富山訴訟原告団長の和田廣治さんが意見陳述。和田さんは1月1日に発生した能登半島地震で4mもの隆起を伴う大規模な地殻変動が起こり、家屋の倒壊、道路や崖の損壊が半島全域で発生し、多数の住民が長期間にわたって孤立状態におかれたことを振り返り、もし志賀原発が運転中だったら大事故が発生し、住民は避難することも自宅に留まることもできず、深刻な被曝が避けられなかったらと訴えた。しかも北陸電力松田社長が1月31日、志賀原発再稼働方針の継続を表明したことに触れ、今回の地震の全体像も未確定、周辺断層への影響も未調査のまま、しかも住民避難が不可能な現実が明らかになったのに言語道断だと述べ、裁判所にこんな経営陣の歪みを正すためにも、志賀原発の運転差止めにつながる判決を求めた。法廷では第35準備書面(能登半島地震と志賀原発の危険性)を鹿島弁護士が、第36準備書面(能登半島地震の被害状況と避難計画の不備)を北島弁護士がパワーポイントを使って要約陳述した。北陸電力は能登半島の断層の連動を90km余りしか想定しておらず、原子力規制委員会もそれを追認していたが、能登半島地震では150kmもの断層が連動。

5km以上離れた断層は連動しないという地震学の常識=「5kmルール」も今回は通用しなかった。鹿島弁護士は今回連動した断層の北東と南西の断層に大きなヒズミが溜まっており、今回の地震に続き、さらに大きな「本震」が来る可能性があることも指摘。また北島弁護士は今回の地震で志賀町だけでも6千軒以上の住宅被害があったことや、多くの孤立集落の発生があったことを踏まえ、今回の地震と同様なことを想定した訓練などやりようがないと述べて、原発をやめるしかないことを訴えた。

今後の進行について原告弁護団は、地震についてのより詳しい情報を踏まえ、地震の規模やメカニズムについて補充の主張を準備していることを伝えた。裁判所はそれらを5月22日を目処に提出するよう求め、原告側もこれを了承しました。次回口頭弁論は6月5日、次々回は9月30日が予定されている。

■ 宗教者による核燃サイクル訴訟

◇ 係属裁判所:東京地裁
◇ 裁判の種類:民事訴訟
◇ 被告:日本原燃株式会社
◇ 提訴日:2020年3月9日
◇ 主な争点:① 原発は憲法違反である、② プルトニウムを生み出し続ける核燃サイクルは軍事転用の恐れがある、③ 使用済み燃料・放射性廃棄物を後世に残すことは宗教者、信仰者としての倫理性に反する、④ 核燃サイクルは非人間的な被ばく労働を強いる。
◇経過:2023年10月5日の第6回口頭弁論以降、複数回の進行協議が行われているが口頭弁論が行われる目途は立っていない。原因は住民側が投げかけた争点について、被告がその土俵に乗ることを回避しようとして、ひたすら時間稼ぎをしていることにあるようである。次回進行協議は6月3日で、ここで期日についての話し合いが行われる予定。



2024年3月16日付朝日新聞

美浜3号機差し止め認めず

老朽対策を評価

2024.3.16
大阪高裁抗告棄却

運転開始から40年超の老朽原発として稼働する関西電力美浜原発3号機（福井県美浜町）を巡り、地元住民らが求めた運転差し止めの仮処分について、大阪高裁（長谷川浩一裁判長）は15日、申し立てを退けた大阪地裁決定を支持し、住民側の即時抗告を棄却した。

原発の運転期間は、2011年の東京電力福島第一原発事故を教訓に「原則40年」のルールができたが、原子力規制委員会が認めれば最長20年延長でき、美浜3号機にも適用された。福井、京都、滋賀の住民7人は「老朽化で重大事故の可能性が高くなっている」として運転差し止めを求めた。高裁は、22年12月の大阪地裁決定を踏襲。老朽原発を理由に「新規制基準に不合理な点は見いだせず、基準以上に安全性を厳格、慎重に判断しなければならぬ事情はない」とした。また、関西電が基準に沿って特別点検



大阪高裁前で「不当判決」と書かれた旗を出す原告団＝15日午後1時37分、大阪市北区、小宮路勝撮影

や劣化の生じやすい部品の交換などを実施している

るとし、「対策はとられている」と判断した。

住民側は、1月の能登半島地震で多くの家屋被害が出たことを踏まえ、原発事故時の避難方法に「屋内退避」が盛り込まれている点を「欠陥だ」とも主張した。しかし高裁は、住民側が原発の安全上の問題を立証できて

いない以上、避難計画の「不備については」検討するまででもない」と退けるまででもない」と退ける。 (森下裕介)

「福島原発の教訓に反する」

住民側が批判

決定を受け、住民側は大阪市内で記者会見し、弁護団の北村栄弁護士は「我々の主張がことごとく退けられた結論ありきの決定だ」と大阪高裁を強く批判した。

避難計画を巡る高裁の判断について、河合弘之弁護士は「事故は起きないから避難計画を考えなくても良いというのか。福島原発事故で得た『科学に絶対はない』という教訓に反する」と疑問を投げかけた。

一方、高裁決定は1976年に運転を開始した美浜原発3号機について、「経年劣化の懸念は

否定できない」と言及した。弁護団は「危険な老朽原発は今後さらに増える。次の裁判につなげた」とした。

地元自治体は決定を冷静に受け止めた。福井県美浜町の戸嶋秀樹町長は「妥当な判断。電力事業者は、緊張感をもって運営管理を徹底するなど、安全・安心の確保に取り組んでほしい」とコメントした。

関西電力は「主張を裁判所に理解された結果。引き続き安全性・信頼性の向上に努め、運転・保全に万全を期していく」との談話を出した。(山本逸生、佐藤常敬、小田健司)

2024年3月30日付日刊県民福井

福井 

2024年(令和6年)3月30日(土曜日)

18

原発・高浜・美浜
決定地裁福井

「結果ありきだ」憤り 申立人決定文に首かしげ

「期待している」。関西電力の美浜原発3号機(美浜町)と高浜原発1・4号機(高浜町)の運転差し止



運転差し止めを認めない決定を受け、沈痛な面持ちで会見に臨む住民と弁護士ら(29日午後、福井市の県教育センターで)(山田陽撮影)

め仮処分を求めた申立人と弁護士らは29日の決定文交付前、福井地裁前で口をそろえた。しかし、申し立て却下の結果と理由を知ると一転、「結果ありきだ」と憤り「不当決定」の垂れ幕で抗議した。●面参照
双方の意見を聞くこれまでの審尋で、加藤靖裁判長は申立人側が問題点とする指摘に耳を傾け、関西側

元福井地裁裁判長・樋口さん 「疑問に答えていない」

福井地裁で当時の裁判長として2014(平成26)年に大飯原発3、4号機の運転差し止め判決を下し、15年には高浜3、4号機の再稼働を認めない仮処分決定を出した樋口英明さん(71)。同地裁が29日、関西電力美浜3号機と高浜1・

質問を重ねる姿から、関係者らは「自分で考えて判断しようとしている」と評価。原発立地県の裁判所ならではの判断が下されると期待していた。しかし、決定文は申立人側の主張を一蹴し、関西側主張を全面的に認める内容だった。
美浜3号機の弁護士は福井市内の会見で、決定文の問題点を6項目にまとめ弁

護団声明とした。代理人の井戸謙一弁護士は争点の一つになつてきた敷地に近い二つの断層の問題と浅部断層からの短周期地震動の影響に関する主張を、専門家が検討段階であることを理由に退けられたことなどを疑問視。「分からないなら安全性を考えて止める判断になるはず」と首をかしげた。
審尋で苦しいと感じた関西側の説明や原子力規制委員会への要望をそのまま決定文に採用しているとも指摘し「こちらの考えが足りなかった、そう言われたら仕方ない」とうろたえて見当

「たらない」と話し、結果ありきの決定だったと推測した。
高浜1・4号機の等原一浩弁護士も「老朽化の問題で主張した配管の減肉問題に決定文で触れていなかった」と驚き、かなり時間を割いた問題に裁判所の判断が示されなかったことに疑問を呈した。

能登半島地震後の判断で、老朽化原発は司法の手で止まると期待していた申立人や弁護士。申立人の一人は「能登の地震があつて自然が回答してくれてるやん」と思っていた。でも決定は違つた。ここで止めなかつたらここで止められるんや」と声を振り絞つた。
(山内道朗)

2024 4/12 美浜、高浜原発運転認める決定 申立人らが即時抗告

福井地裁が関西電力美浜原発3号機と高浜原発1・4号機の運転を認める決定を出したことを受けて、運転差し止めの仮処分を求めていたそれぞれの申立人らが11日、即時抗告をした。美浜原発の運転差し止め

2024年4月12日付日刊
県民福井

の仮処分については県民9人が、高浜原発については小浜市の住職と埼玉県の男性が申し立てている。
即時抗告に当たり、美浜の申立人の弁護士は「避難できなくても原発を動かしてよいという福井地裁の決定はあり得ない。ごく近傍の活断層を考慮しておらず、老朽原発の深刻な危険も見逃している」、高浜の弁護士は「地裁の決定は避難計画の不可欠性について国際的な規制、わが国法制度の双方における位置づけを理解しておらず、また統計学の初歩を理解していない。この過ちは必ず上級審で是正されると確信している」とそれぞれコメントした。

2024年4月12日付中日新聞

2024.4.12

原発事故対策

2024 4.13 避難計画は不要なのか

原発は、どれほど対策を講じても事故の可能性をゼロにはできない。万が一の際、周辺住民の安全確保を左右するのが避難計画だ。それを、まさか裁判所がこつも軽んじるのは驚きを禁じ得ない。

住民が関西電力美浜原発3号機と同高浜原発1、4号機の運転差し止めを求めた仮処分申請。このうち美浜3号機と高浜1、2号機は営業運転開始から40年を超えて再稼働した「老朽原発」で、3、4号機も来年40年になるが、福井地裁は3月末、訴えを退けた。

住民側は施設の老朽化に加え、基準地震動（耐震性の目安になる揺れの強さ）が低く見積もられているなど、安全性が確保されていないと主張。県の避難計画も実効性に欠けると訴えてきた。

一層の不安をかきたてたのが能

登半島地震だ。北陸電力志賀原発が立地する石川県志賀町で震度7を観測し、原発にさまざまなトラブルが発生した。

現地で多数の建物倒壊や道路寸断が起きたことを受け、住民側は「地震による原発事故が起きた場合、屋内退避も避難もできず、被曝を強いられることになる」とあらためて書面を出して訴えた。

これに対し、地裁は「原子力規制委員会において新規基準への適合が認められ、その審査基準において不合理な点はない」と断じたが、そもそも規制委は、原子炉の状態が国の規制基準に適合しているかを審査するだけで「安全」を保証するものではない。

しかも福井地裁は「避難が必要になるような事態が起きる危険性は立証されておらず、避難計画の

不備については判断するまでもない」と住民の訴えを一蹴した。

しかし「避難が必要になるような事態が起きない安全性が立証されている」という事実がない以上、判断を避ける理由にはなるまい。規制委の「適合」を根拠に、深刻な事故は起きないと決め付けているだけではないか。原告側が上訴したのも当然だ。

国は原発から30^キ圏内の自治体に避難計画の策定を義務付けているが、規制委は避難計画を評価の対象外としており、避難計画に不備があるかを判断するのは、まさに司法の役割であろう。

避難計画は事故の際、住民を放射能被曝から守る「命綱」とも言うべきものだ。それを軽んじるような司法の姿勢には、強い違和感を覚える。



[Editor's note] ▼訂正: 前回の通信

52号の記事に誤りがありました。12頁10行目の「笹浪沖断層」を「笹波沖断層」と訂正させていただきます。(編集子)